

平成27年度「都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議」

平成27年5月22日（金）

中央合同庁舎8号館1階講堂

主催者挨拶

内閣府犯罪被害者等施策推進室長の安田でございます。本日は、都道府県・政令指定都市の皆様方におかれましては、お忙しいところ、お運びいただきましてありがとうございます。また、平素より犯罪被害者等施策の推進に大変御尽力をいただいておりますことを、高い席からではございますけれども、厚く御礼を申し上げます。おかげさまでもちまして、各地における犯罪被害者等施策も着実に前進を見ているところでございます。

そしてまた、本日は、途切れない支援を被害者と考える会事務局長の稲吉様から「被害者ノート」に関する御講演を賜ります。稲吉様におかれましては、本会議における御講演を御快諾いただきまして、御協力に深く感謝を申し上げます。

さて、本年度は、第2次犯罪被害者等基本計画の最終年度、5年目に当たります。現在、犯罪被害者等施策推進会議のもとに置かれました基本計画策定・推進専門委員等会議を、開催しておりますけれども、来年度から始まる新たな犯罪被害者等基本計画の策定に向け、ほぼ月1回のペースで検討を進めているところでございます。

後ほど及川参事官から御説明を申し上げますけれども、新たな基本計画策定の議論におきましても、地方公共団体における取組が大きく取り上げられ、また期待をされているところでございます。

もとより、犯罪被害者等のための施策につきましては、犯罪被害者等の権利・利益の保護という側面だけではなく、犯罪被害に遭われた方々がそれぞれ生活されている地域において再び平穩に過ごせるようになるためにも講じられるべきものでございます。その意味で、より身近な立場で住民の生活を支える地方公共団体の役割が極めて重要であるということ論を待たないところであろうと思えます。

本日の会議は、都道府県・政令指定都市の犯罪被害者等施策主管課室長の皆様にお集まりいただく貴重な機会でございます。今回も各地から事例報告等をいただきますとともに、それぞれのグループに分かれまして意見交換、発表の時間も設けているところでございます。是非、活発な御議論をいただきまして、全国の都道府県・政令指定都市の主管課の皆様と互いに情報を共有していただき、共通の認識を持ち、有意義な情報交換の場となればと期待をしているところでございます。

それから、皆様、既にお耳には入っていることかとは思いますが、現在、内閣府が犯罪被害者等施策を担当しているわけですが、来年度からこの業務が警察庁に移管されることが閣議決定されておまして、関連法案を国会に上程中でありまして、まだ審議には入っておりませんが、法律案が可決成立すれば、来年度から警察庁・国家公安委員会に業務が移管されることになるわけですが、本日は、その点につきましても御

報告をさせていただきますが、内閣府から業務が移管になったとしても、政府全体で犯罪被害者等施策の推進に取り組む方針は変わりませんし、それに伴う法的な整備もなされますので引き続き、皆様方の御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、本日の会議の内容が皆様方の犯罪被害者等施策の推進に役立つことを祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。